

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月三日

奈良県教育委員会委員長 濱上 和康

### 奈良県教育委員会規則第一号

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二奈良県立奈良養護学校の項中「肢体不自由」の下に「病弱」を加え、同表奈良県立奈良東養護学校の項を次のように改める。

奈良県立 奈良東養護学校		
高等部	中学部	小学部
産業		
知的障害		

### 附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。